

## 5 | 人文学部・欧米文化学科の学科課程について

### 人文学部のポリシー

聖学院大学人文学部は、近代世界の成立と展開に独自の貢献を果たし、現代社会においても固有の責任を負っているプロテstant · キリスト教の役割を基盤とし、真理の探究と成熟した人間形成を通じて、日本はもとより他国の人々をも含む人類全体の文化の進展に寄与する人材を育成する。

#### ディプロマ・ポリシー

本学部では、所定の課程を修めるとともに正課外活動等における総合的学びを通じて、以下のような能力を身につけた者に対し学位を授与することとする。

- ①キリスト教を基盤とした学びを通じて人間理解と社会理解を深め、「他者とともに生きる力」を發揮し得る能力。
- ②学問の基礎と幅広い教養を学ぶのみならず、それらを多彩な表現力によって発現することで社会のために主体的に貢献し得る能力。
- ③グローバリゼーションによって文化の地平が広がる中で、世界全体の文脈の中で持続的に「文化」の意義を問い合わせし、新たな文化交流と文化創造を切り開く広い視野と行動力。
- ④教職を志望する者については、以上を通じて身につける教養、知識、能力に基づき、「未来を担う者を育てる人材の育成」を目標とする教職に就くにふさわしい人間性と力量を形成する。

#### カリキュラム・ポリシー

- ①キリスト教精神に触ることで世界や社会をめざす視野を広げ、深い人間理解をなし得る科目を設置する。
- ②初年次導入教育を基盤として少人数教育の利点を生かす中で、文章力、読解力、思考力を伸ばし、プレゼンテーション力を含む自己表現力と言語的コミュニケーション力を養成する科目を設置する。
- ③人文学の基礎的理解と多面的理解をめざし、社会で要請される倫理観とグローバル及びローカルな考察力、行動力を育成する科目を設置する。
- ④「学びの主体」の意欲を醸成しつつ、歴史・文化・言語についての理解を得、必要な語学力を身につけ、さらには国内外でのインターンシップを行う研修制度などにより、教育分野をはじめ様々な分野で幅広く活躍できる職業人を育成する漸進的プログラムを設置する。

#### アドミッション・ポリシー

- ①キリスト教の文化や考え方を学ぶことを通して、自分を見つめ、「良く生きる」ということをじっくり考え、他者と関わろうとする人を求める。
- ②表現力やコミュニケーション力を強化することで、自身の持つ可能性を再発見、育成し、自立した社会人となることを目標としている人を求める。
- ③文化に対する知識、体験を国内外に紹介、発信することを通じてグローバル及びローカルな場で貢献をしたいと考えている人を求める。
- ④大学という場で自らが文化を学び、体験することを通じて、「文化の継承者」を育成することに熱意を持つ人を求める。

2017年4月12日制定

## 欧米文化学科のポリシー

### ディプロマ・ポリシー

- ①国際人として世界を舞台に活躍するための、責任ある主体性やコミュニケーション力を習得する。
- ②グローバル世界に大きな影響力を持つ欧米文化についての知識や、それを源流とする思考法を身につける。
- ③現代国際社会の複雑な多文化状況を読み解き、文化的問題の解決に貢献するための文化的批判力を習得する。
- ④こうした育成目途に即した学科目を履修し、学科所定の卒業履修単位を取得した学生に、学士（欧米文化学）の学位を授与する。

### カリキュラム・ポリシー

- ①グローバル世界で活躍するための主体性や実際的な働く力を養い、さらには自ら国際人育成に貢献するための教育力を育てる。
- ②文化現象や文化的作品を読解する批判力を育てる。また言語を通して異文化や社会と関わるコミュニケーション力を訓育する。
- ③現在のグローバル情勢への知識や洞察力を深めるとともに、異文化への共生的態度を涵養する。
- ④少人数制初年次教育で、オリジナルテキストを用い、学びに必要な基礎力の徹底的訓練を行い、これに続く演習科目により論文作成、プレゼンテーションやディスカッションの能力を育てる。

### アドミッション・ポリシー

- ①ヨーロッパやアメリカの文化に接することで、自分の視野や考え方、生き方、行動力を広げたい人を求める。さらに実社会で必要になる理解力、考察力、文章表現力、コミュニケーション力を伸ばして、国内外で活躍したい人を歓迎する。
- ②海外留学をしたい人、将来海外で活躍したい人、英語を用いて働きたい人、英語が好きな人や伸びたい人、欧米の諸言語を学びたい人など、外国語でのコミュニケーションを活躍の力にしたい人を求める。
- ③文学・歴史・映画・思想など、様々な文化のジャンルのある分野に关心を持ち、文化を理解する力や新たな文化を創造する力を伸ばしたい人を求める。

2010年9月22日制定／2015年11月11日改定